

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

下呂市

2 構造改革特別区域の名称

滝の町 飛騨小坂どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

下呂市の区域の一部（小坂町地域）

4 構造改革特別区域の特性

小坂町地域は日本百名山のひとつ、御嶽山の麓にあり、日本一滝の多い町で、3つの温泉街があります。平成16年3月に当時の益田郡内5町村が合併して下呂市となりました。当市では、現在も旧町村の特性を生かしながら、それぞれ個性的な地域づくりが行われており、構造改革特別区域の範囲も、小坂町地域に限定して設定するものです。

① 豊かな自然と豊富な温泉

小坂町地域は、岐阜県飛騨地方の南部、下呂市の最北部で、御嶽山の飛騨側に位置し、面積の98%が山林で占められている自然豊かな中山間地域です。

400年以上前から湯治場として栄えてきた名湯で全国屈指の炭酸含有量を誇る「湯屋温泉」、茶褐色の温泉が特徴な「下島温泉」、通年営業の温泉としては、日本一標高の高い「濁河温泉」と、三つのそれぞれ特色のある温泉地からなる「小坂温泉郷」は、環境省指定国民保養温泉地に指定されています。

本地域の北に「飛騨高山」、南に「日本三名泉の下呂温泉」があり、どちらも車で30分の飛騨観光の拠点として大変便利なところです。

② 日本一滝の多い町

小坂町地域は、「日本の滝百選」に選定された「根尾の滝」をはじめ、数々の名瀑があります。小坂町地域の中にどれくらいの滝が隠されているのだろうかとの思いから、昭和56年に「小坂の滝調査委員会」が発足し、3年7ヶ月かけての調査の結果、5m以上の落差を有する滝が216箇所発見され、日本一滝の多い町となりました。

③ 小坂の滝を活かした町づくり

小坂町地域には、御嶽山をはじめ、日本一滝の多い町、日本遊歩道百選に選ばれた「濁河原生林遊歩道」、国有林「森の巨人たち百選」に選ばれた「天保の大ひ

のき」等素晴らしい自然環境に恵まれています。このため、たくさんの方から、滝や登山の案内人の有無、自然の状態について、市役所及び観光協会に問い合わせがきます。

しかしながら、それらに対応する体制が整わず、素晴らしい大自然が活かされていない現状でした。

お金をかけずに地域の特性を活かした活性化を図っていけないものかと、以前より飛騨小坂観光協会などから、滝めぐりのコースを設定して多くの方に見ていただきたいとの声が上がっていました。このため、商工会と観光協会が中心となり「飛騨小坂滝めぐり実行委員会」を発足させて、現地調査を行い、難易度を検討した結果「滝めぐり 13 コース (109 滝)」の設定がなされました。

これを受けて検討したところ、コースの整備や、滝を案内することに賛同する人々が集まって、平成 18 年 7 月「NPO 法人飛騨小坂 200 滝」が立ち上がりました。現在、正会員 106 名、賛助会員 33 名で運営が行われています。

④ 岐阜の宝もの認定第 1 号に認定

岐阜県では、平成 19 年 7 月に「みんなでつくろう観光王国飛騨・美濃条例」を制定。県民の皆さんと飛騨・美濃じまん運動を推進し、観光王国岐阜県の実現を目指しています。飛騨・美濃じまん運動を推進する主要プロジェクトとして「岐阜の宝もの認定プロジェクト」が進められています。プロジェクトは、平成 19 年 11 月に県内各地のじまを掘り起こすため、県内外から「ふるさとのじまん」を募集することからスタートしました。延べ 1,800 件を超える「ふるさとのじまん」の応募があり、平成 20 年 8 月 23 日に開催された「飛騨・美濃じまんミーティング 岐阜の宝もの認定式」において NPO 法人飛騨小坂 200 滝が行う「小坂の滝めぐり」が「岐阜の宝もの認定第 1 号」に認定されました。

また、この活動は地域活性化に取り組む団体を支援しようと、地方新聞 46 紙と共同通信者が創設した「第 1 回地域再生大賞」の優秀賞を受賞しました。

⑤ 町ぐるみによる「小坂の滝」で町おこし

1,800 件を超えるふるさとじまんの中から「小坂の滝めぐり」が「岐阜の宝もの認定第 1 号」に認定されたことにより、多くの地域住民が小坂の滝に誇りを持ち、小坂へ来ていただこう、小坂を PR しようと、小坂の滝めぐり・まちづくり協議会が立ち上がりました。ホームページ「小坂スタイル」を立ち上げ、小坂でしか体験できないもの、小坂でしか味わえないものの PR、ロゴ入りジャンパー・ポロシャツの作成、各商店に滝パネルの展示、食堂の新規オープン、旅館での滝めぐり宿泊コースの設定などがはじまりました。

5 構造改革特別区域の意義

「小坂の滝めぐり」が「岐阜の宝もの認定第 1 号」に認定されたことにより、多くの地域住民が小坂の滝に誇りを持ち、小坂町地域へ多くの観光客に訪れていただ

けるよう取り組みが始まりました。小坂の滝に訪れる観光客は、以前は年間1万人台であったのが、地域ぐるみの取り組みにより、今では年間5万人の観光客が訪れるようになりました。

しかしながら、その多くが通過型の客であり、小坂町地域に滞在する時間も限られています。

それらを打破するために、小坂の食材を見直し、『小坂にしかない、小坂でしか食べられないメニュー開発』を目的とし、平成22年11月「小坂の味とこんにちは～小坂町発！料理コンテスト～」を開催しました。小坂にしかない、小坂でしか食べられないメニューを披露していただき、小坂町の良さや食の大切さを再認識する取り組みを行いました。ここで披露されたメニューの一部は地元の食堂で食べることができるようになり、地産地消を図ることとなりました。

さらに、地元農家による、滝めぐりに訪れる都市住民への野菜の朝市が開催されるようになりました。また、地元観光業者と連携をとり、1泊2日のかんじきを作って冬の滝めぐり、気軽に参加できる新コースの設定、スノーシューでの雪歩き等を計画し、都市住民との交流事業を行っています。

本構造改革特別区域の認定により、「濁酒」を提供できるようになれば、小坂の滝めぐりに大きな付加価値を加えることが出来、単泊型・通過型観光から滞在・滞留型観光へ転換していけるものと、大きな期待を寄せています。

6 構造改革特別区域の目標

「小坂の滝めぐり」を中心に町ぐるみで都市住民を迎える取り組みに、魅力的な「食」が加わることにより「岐阜の宝もの認定第1号 小坂の滝めぐり」がより魅力アップされます。また、今後グリーンツーリズムの推進を図り、地域で行われる様々な催しへの参加と滝めぐりと農業体験を一体化することによって、日帰りで訪れている都市住民を宿泊滞在型でもてなすことができ、地域の活性化及び農家所得の向上、観光収入の増加が見込まれます。

都市住民が農山村の自然、生活、農林業を体験することで、農村の理解と関心を高めて交流・連携を活発にし、都市住民の滞在・滞留型観光への転換が推進され地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画に基づき、平成24年度までに農家民宿が1軒、農家レストランが1軒濁酒の製造を開始し、平成28年度までには各1軒増やしていく予定です。これにより、滞在・滞留型としては今ひとつ魅力に乏しかった小坂町地域が、滞在・滞留型観光地の一つとして都市住民に認識され、地元住民にも「やる気」が沸くと同時に、「おもてなしの心」「人と人の交流」「心と心の交流」が活発に進められます。交流人口の増加が図られれば、今後は小坂町地域各温泉旅館での宿泊観光客の増加も見込まれ、「小坂の滝めぐりを核としたまちづくり」をさらに一步踏み出すことができます。

また、宿泊する観光客が増加すれば、地域で生産される農水産物の消費拡大が図られ、地元食材メニューによる地産地消の機運も高まり、地場産業の活性化が推進されます。特に農家レストラン等で濁酒を自家醸造することにより、米（こしひかり）の自家消費が拡大されるとともに、付加価値が高まり、農家の所得の向上が見込まれます。

飛騨小坂観光協会、小坂町商工会では「滝の町 飛騨小坂」をうたい文句にして、どぶろく特区を活用した農村と都市との交流が活発化する観光施策を計画し、充実を図ることを強く願っています。

期待される経済的社会的効果は下記のとおり

区分	平成 24 年度目標	平成 28 年度目標
農家民宿による濁酒製造件数	1 件	2 件
農家レストランによる濁酒製造件数	1 件	2 件

○観光客の増加

	現在	平成 24 年度目標	平成 28 年度目標
宿泊客数	31,765 人	33,000 人	35,000 人
日帰客数	346,588 人	360,000 人	400,000 人

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 特産品開発と産直物産によるおもてなし

小坂の滝めぐり・まちづくり協議会が中心となり、飛騨小坂で生産される農産物・水産物を使い、地元の手で作り上げた商品を開発し提供します。

② イベントの開催

春の飛騨小坂滝まつり、秋の飛騨小坂アームレスリングと滝フェスティバル、いwana祭りなどのイベントを開催し、地域ぐるみで都市住民との交流の場を設けます。

③ 農業の新規参入等の支援

農業に新規参入する者や、農業を拡大する者にあつては、岐阜県農業制度資金等を活用し農業生産に必要な資材・機械・倉庫等の購入及び建築資金に補助金を支給して、実施主体が新規事業展開を容易にできるよう支援します。

④ 体験プログラム（グリーンツーリズム推進事業）の開催

滝めぐりと、トマトもぎ取り、そば植えから始めるそば打ち体験などの農業体験、滝めぐりとかんじき作りなどの農村体験、滝めぐりと豊富な種類の温泉入浴体験などの宿泊付体験プログラムを実施、研究開発し、都市住民と地域住民との交流の場を提供して、「滝の町 飛騨小坂」のファンづくりを進めます。また、滝めぐりの初級・中級・上級へとステップアップしていく楽しさをPRしていきます。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始日の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

①事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

②事業が行われる区域

下呂市の区域の一部（小坂町地域）

③事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類の製造免許を受けた日以降

④事業により実施される行為又は文化交流地域としての地域振興

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となります。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業農村の活性化にもつながります。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段ともなり、濁酒とあわせて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考えます。

このような民間の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にもつながるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特例により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされます。

市では、無免許製造を防止するために制度内容の周知を行うとともに、特定農業

者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行います。